

一般旅券の発給の申請の受理及び交付事務等

根拠法令：旅券法，移譲対象：全市町村

1 移譲事務の概要及び移譲状況

(1) 移譲事務の内容

一般旅券（パスポート）の発給の申請の受理及び交付事務等

- 申請者からの一般旅券（パスポート）の発給申請の受理・審査を行い，パスポート作成を行う県（県民交流センター）に関係書類一式を送付する。
- 県から送付されたパスポートを受領後，申請者の本人確認等を行った上でパスポートを交付する。

※ 上記事務のうち，次に掲げる事務については権限移譲から除外することとしており，引き続き県で事務処理を行う。

- ① 緊急発給に係るもの（申請者の親族の病気等，人道的ケースにより緊急に渡航する必要があると認められる場合）
- ② 早期発給に係るもの（人道的ケースには該当しないが，業務上等の理由により早急に渡航する必要があると認められる場合）
- ③ 移譲市町村の区域外に通勤，通学等をしている場合において，知事が適当であると認めるもの

(2) 移譲のメリット

- パスポート申請に必要となる戸籍謄（抄）本の交付を行っている市町村が窓口となることで，住民にとって手続きの窓口の一元化及び移動負担の軽減など利便性向上につながるのと同時に，住民に最も身近な行政機関である市町村の行政サービスの充実が図られる。

(3) 移譲事務に関する県の支援策

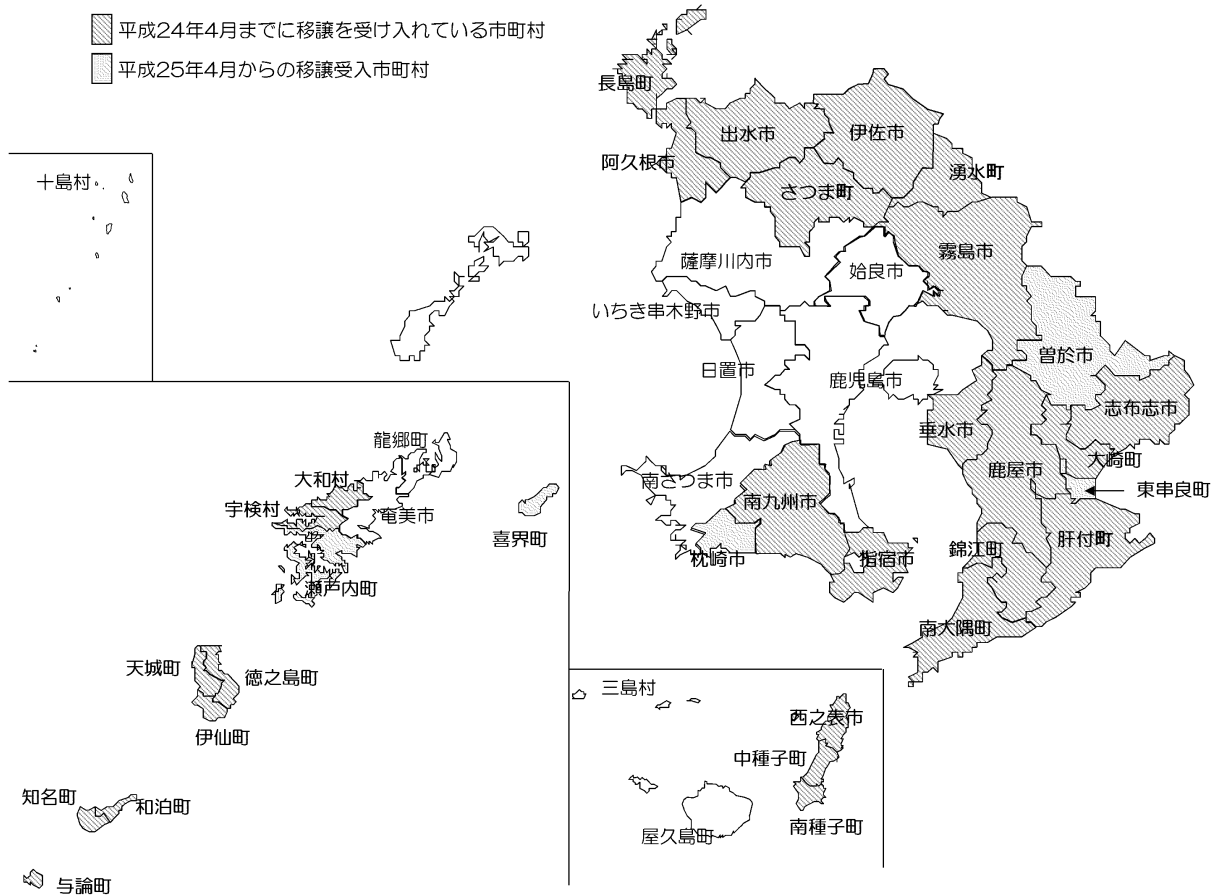
- ① 財源措置
権限移譲準備金及び交付金等により事務処理に必要な経費等を措置
- ② 人的支援措置（人材育成）
担当者研修や各地域振興局・支庁における実地研修の実施により，担当職員の知識・技能習得の支援
- ③ 事務処理体制の整備
 - ・ 移譲後の定期的な研修会開催等による担当職員の知識・技能習得の支援
 - ・ 移譲後における随時の情報提供及び相談対応

(4) 平成25年4月時点での移譲状況

移譲対象	移譲対象市町村数	移譲受入市町村数	移譲率 ※①
全市町村	43	32	74.4%
年度別移譲状況			
年度	移譲市町村		
H19年4月	与論町 ※②		
H20年4月	阿久根市, 出水市, 霧島市		
H22年4月	鹿屋市, 西之表市, 伊佐市, 錦江町, 南大隅町, 中種子町, 南種子町, 大和村, 徳之島町		
H23年4月	指宿市, 垂水市, 南九州市, さつま町, 長島町, 湧水町, 宇検村, 伊仙町		
H24年4月	志布志市, 大崎町, 肝付町, 天城町, 和泊町, 知名町		
H25年4月	枕崎市, 曾於市, 東串良町, 瀬戸内町, 喜界町		

※① 「移譲率」＝「移譲受入市町村数」÷「移譲対象市町村数」

※② 与論町は、権限移譲プログラムのメニューとして追加される前に移譲済



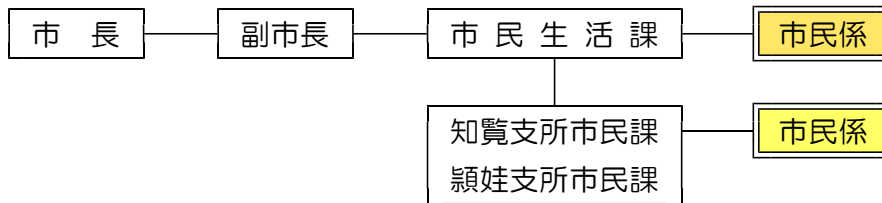
2 移譲市町村の取組状況等

◎南九州市（平成23年4月から移譲）の事例

(1) 移譲後の事務処理体制

10名

《内訳》市民生活課（川辺庁舎）：4名（課長，係長，担当2名）
知覧支所市民課（知覧庁舎）及び穎娃支所市民課（穎娃庁舎）
：各3名（課長，係長，担当）

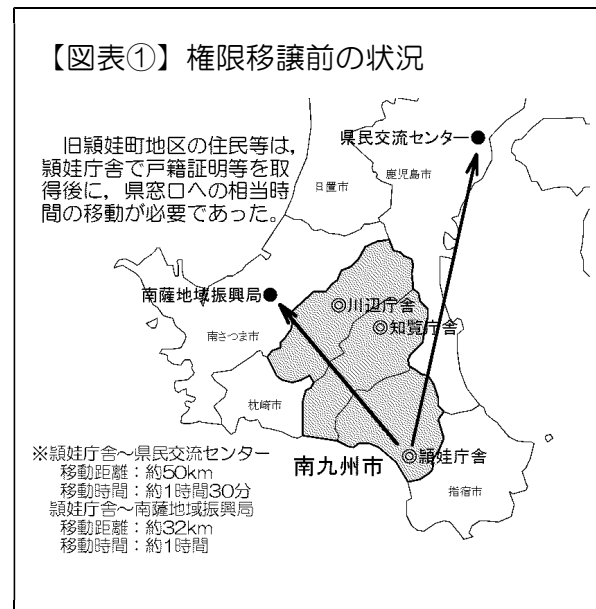


(2) 移譲受入れを決定した経緯

南九州市では、毎年500件程度のパスポートの交付実績があったが、管内にパスポート窓口がなかったことから、住民は、市役所窓口で戸籍謄（抄）本を取得した上で、南薩地域振興局や県民交流センター等の県窓口に出かけ、手続きを行う必要があった。

また、平成19年12月の市町村合併により市の行政区域が拡大する中で、地域によっては県窓口への移動に時間がかかるなどの状況が生じており、地域における住民サービスの均衡も課題と捉えられていた。

このため、市では、これらの課題解決のため、権限移譲により、市の窓口で申請交付が完結するワンストップサービスを実現し、住民サービスの充実・向上を図るべく、県との協議を行い、平成23年4月から権限を受け入れている。



(3) 移譲事務の処理状況

平成23年度は、481件のパスポート申請が行われ、1日当たり平均2件程度の申請処理が行われている。1件当たりの処理に要する時間は20分程度となっている。

事務を担当している市民生活課及び各支所市民課は、住民票の交付や住民の転入・転出関係の事務も行っており、来庁者の多い部署であるため、時期・時間帯によっては窓口が混雑することも多い状況がある。

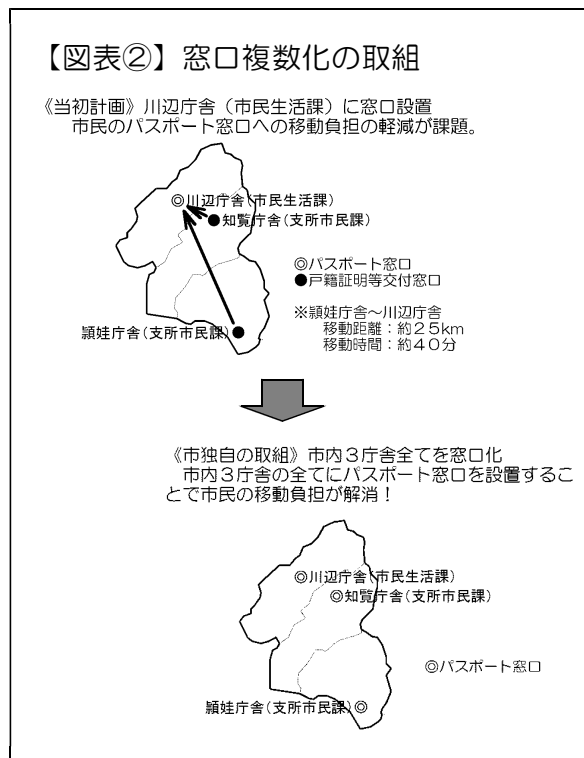
(4) 移譲事務を活用した独自の取組等

南九州市では、権限移譲の受入れによって、市民の利便性向上など一定の効果を期待していたが、県との協議の中で、市民生活課（川辺庁舎）のみならず、知覧・穎娃庁舎にも窓口を設置することが可能とされたことから、南九州市民全体の移動負担軽減が図られ、より一層の行政サービス向上につながると判断し、市独自の取組として、本庁・支所の市内3庁舎の全てにパスポート窓口を設置した。

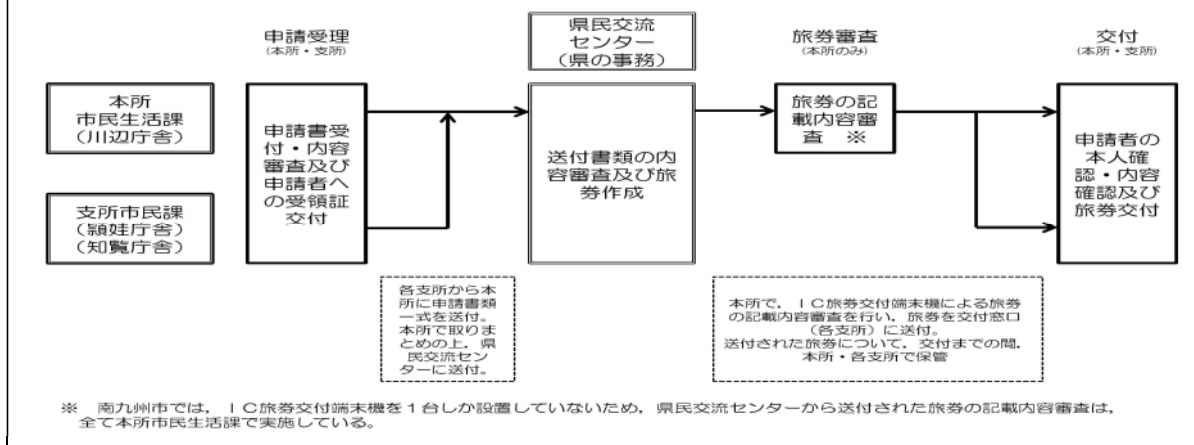
これにより、市民が居住する地域に左右されることなく、最寄りの市の庁舎で手続きを行えるようになった。

これは、県内の移譲受入市町村の中で初めての試みである。

また、これまで証紙販売所のなかった旧穎娃地区において、県と協議の上で、穎娃支所をパスポート交付に必要な収入証紙の販売者とし、支所内で証紙を購入できる体制を整え、さらなる住民の利便性向上を図った。



【図表③】 窓口複数化による事務処理の流れ



(5) 移譲を受けて効果のあった点や今後期待されること

権限移譲の受入れや独自の市各庁舎へのパスポート窓口設置の取組によって、市民は、最寄りの市庁舎窓口でパスポート手続きと手続きに必要な戸籍謄（抄）本の交付を同時に行えるようになった。

また、これまで最大で1時間30分程度見込まれていた市民の移動時間も、窓口が県から市に変更されたことによって解消され、市民の負担軽減につながっている。

このように、南九州市では、パスポート事務の権限移譲を受け入れたことで、市民サービスの充実や市民の利便性の向上が図られている。

(6) 移譲事務の処理に関する留意点等

パスポートは、国際的に通用する身分証としての性質も有するため、南九州市では、事務処理に当たって、不正取得や誤記旅券の発生を防止するため、確実な審査の実施や審査体制の確保に努めている。

しかし、毎年3月～4月は、住民票の交付や転入・転出等の他の所管事務も大幅に増加し、実際の事務処理に通常より時間を要してしまうケースもあることから、市では、引き続き、担当職員の資質向上や繁忙期の担当課内の応援体制の確保などによる円滑な事務処理体制の確保に取り組んでいる。

また、市内複数箇所に窓口を設けているため、市の本所・支所間で申請書やパスポート等の個人情報の記載された書類の受け渡しを行う必要があるが、内部では簡易書留ではなく市の文書メールを利用しており、専用の書類袋の準備や共通の台帳管理など、紛失防止にも細心の注意を払っている。

(7) 移譲を受けて住民や事業者から寄せられた意見

権限移譲後に住民アンケート等を実施したことはないが、市には、パスポート手続きのために窓口に来庁された市民の方から、「これまでは車で南薩地域振興局まで行っていたが、市役所で手続きが済むようになって便利になった。」、「市役所に用事がある時に、ついでにパスポート手続きを行えるので、都合をつけやすい。」といった意見が寄せられている。

3 その他の特徴的な取組み事例

◎霧島市（平成20年4月から移譲）の事例

パスポートの日曜交付実施及び収入証紙等販売の取組

霧島市では、パスポート事務の権限移譲の受入により、原則として市民が県の窓口を利用できなくなった場合の課題として、県民交流センターが実施している日曜日のパスポート交付サービスが活用できず、市役所での交付が平日に限定されることが、市民の利便性の低下につながるおそれがあるという点が懸念されていた。

そこで、市では、年末年始を除き住民票の写しなど各種証明の発行事務等を実施することとしていた、霧島市市民サービスセンター「コア・よか」の設置に併せて同センター内にパスポート窓口を設置することで、日曜日のパスポート交付を実施している。

また、同センターでは、権限移譲に併せてパスポート交付の際に必要な収入印紙・収入証紙の販売も開始するなど、ワンストップサービスの実現による住民サービスの向上が図られている。

【図表①】 権限移譲の効果

○移譲前（県窓口）の状況

《県民交流センター窓口の取扱い》

パスポート申請	平日（月～金） 午前8時30分～午後5時 ただし、祝日・振替休日・年末年始を除く
パスポート交付	平日（月～金）及び日曜日 午前8時30分～午後5時 ただし、祝日・振替休日・年末年始を除く

《各地域振興局等窓口の取扱い》

パスポート申請・交付	平日（月～金） 午前8時30分～正午、午後1時～午後4時 ただし、祝日・振替休日・年末年始を除く
------------	---


↓

○霧島市の取組

《霧島市（市民サービスセンター「コア・よか」）窓口の取扱い》

パスポート申請	平日（月～金） 午前10時～午後4時30分 ただし、祝日・振替休日・年末年始を除く
パスポート交付	年末年始を除く毎日 午前10時～午後7時

土曜日・日曜日及び午後5時以降のパスポート交付にも対応！



※ 「コア・よか」では、パスポートの申請・交付の他にも、住民票などの各種証明書の発行業務や税金などの収納業務に加えて、収入印紙・収入証紙の販売なども行っています。